

随意契約結果（業務委託）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	万博を契機とした地域のものづくり魅力発信事業業務委託	催事	TOPPAN(株) 西日本事業本部 関西クロステックビジネスイノベーション事業部	95,260,000	令和7年3月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

万博を契機とした地域のものづくり魅力発信事業業務委託

2 契約の相手方

TOPPAN 株式会社 西日本事業本部 関西クロステックビジネスイノベーション事業部

3 随意契約理由

本事業の目的である万博会場での展示を通じたものづくりの魅力発信を行うためには、参画する複数のものづくり企業の魅力を十分に引き出すための効果的な企画プロデュースや来場予定者を惹きつけるような計画的な事業の広報等が必須となり、民間事業者のもつ幅広い専門的な知識や豊富な経験を必要とする業務である。その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3761）